

土木工事特記仕様書（令和7年2月1日以降適用）

（土木工事共通仕様書の適用）

- 第1条** 本工事は、「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあつては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省大臣官房技術調査課施工企画室）、電気通信設備工事にあつては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

（土木工事共通仕様書に対する補足事項）

- 第2条** 「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

- (4) 受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。
- ② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が 5,000 万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（それぞれ表、裏とも）

（建設副産物）【追加】

1-1-1-24 建設副産物

14. 建設副産物実態調査

受注者は、令和6年度中に完成し、かつ請負代金額 100 万円以上の工事については、第4項及び第5項の規定に関わらずCOBRISにより、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。

（事故報告書）【変更】

1-1-1-40 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

（工事成績評定の選択制）

- 第3条** 当初請負額が 500 万円以上 3,000 万円未満の指名競争入札及び一般競争入札（価格競争）並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により 500 万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。
- 4 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工時、契約変更により請負額が 500 万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。

工事成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/>

（1日未満で完了する作業の積算）

第4条 「1日未満で完了する作業の積算」（以下「1日未満積算基準」と言う。）は、変更積算のみに適用する。

- 2 受注者は、徳島県土木工事標準積算基準書 I-12-①-1 ～ I-12-①-6 に記載の施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
- 3 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 4 受注者は、協議にあたって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 5 通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しないものとする。

（熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行）

第5条 本工事は、日最高気温が 30℃以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領（以下「試行要領」という。）」を適用する。

- 2 施工箇所点在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が 30℃以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。
- 3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
- 4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。

なお、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温 30℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高 WBGT25℃以上対象）を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

（資材価格高騰に対する特例措置）

第6条 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。

- 2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

（仮設トイレの洋式化）

第7条 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。

- 2 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

（建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【発注者指定型】）

第8条 本工事は、土木工事において遠隔臨場の実施を原則とする「建設現場の遠隔

臨場の試行工事（発注者指定型）」の対象工事であり、次の URL にある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7216187/>

（情報共有システム活用工事【発注者指定型】）

第9条 本工事は、土木工事等において情報共有システムの活用を原則とする「情報共有システム活用工事（発注者指定型）」の対象工事である。

- 2 対象工事は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC HP

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（CCUS活用推奨モデル工事）

第10条 本工事は、技能者の処遇改善及び中長期的な技能者の確保等を目的とした「建設キャリアアップシステム活用モデル工事（CCUS活用推奨モデル工事）」であり、次の URL にある「建設キャリアアップシステム活用モデル工事实施要領」を適用することとする。

建設キャリアアップシステム活用モデル工事实施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5044437/>

（担い手確保モデル工事【現場閉所型・発注者指定型】）

第11条 本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とした「担い手確保モデル工事（現場閉所型・発注者指定型）」であり、別に定める「担い手確保モデル工事实施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。

- 2 実施要領に基づき本工事で月単位の週休2日に取組む場合は、工事着手までに取組む意思を発注者に通知し、受発注者で協議しなければならない。
- 3 本工事の経費の負担は、実施要領第9条第1項（1）による。

担い手確保モデル工事实施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5016115/>

（施工箇所が点在する工事の適用）

第12条 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、「奥浦地区、大里地区、（以下、施工箇所という）」ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である。

- 2 本工事における共通仮設費の金額は、施工箇所毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、施工箇所毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。

また、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（施工地域による補正等）については、施工箇所毎に設定する。

一般管理費については、施工箇所毎ではなく、通常の積算方法により算出する。

（交通誘導警備員の配置に関する取扱い）

第13条 交通誘導警備員（以下「警備員」という。）の配置については、円滑な道路交通と安全を確保するため、警備業者の警備員を活用することを原則とするが、警備員

が確保できない場合に限り「自家警備」を行うことができるものとする。

なお、自家警備とは、工事等を受注した建設業者が、当該施工現場において自社の従業員及び役員等が交通誘導警備に従事することをいう。

- 2 自家警備従事者の資格要件については、交通誘導警備検定合格者（1級及び2級）のうち2年以内に法定教育を受講した者、または徳島県が実施する安全教育講習会を受講した者とする。ただし、規制区域毎に指揮命令系統が独立している必要があるため、交通誘導警備に必要な人員は全て同一の建設業者（元請業者に限る）とする。

自家警備従事者の資格要件

	原則 警備業者の警備員	自家警備が可能	
		警備業者の警備員が 配置困難な場合	災害対応など 緊急を要する場合
<ul style="list-style-type: none"> 公安委員会の指定区間 高速自動車道路 自動車専用道路 	<ul style="list-style-type: none"> 交通誘導警備業務を行う場所ごとに、検定合格警備員を1人以上配置 同一の警備業者の警備員 	<ul style="list-style-type: none"> 「交通誘導警備員の配置に関する確認書」の提出が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 県監督員がやむを得ない理由があると認めた場合 建設業者の従業員等でいずれかに該当する者等 <ul style="list-style-type: none"> ①検定合格者 ②県実施の講習受講者
<ul style="list-style-type: none"> 上記以外の交通頻繁な現道 (道路交通センサ 交通量4,000台/ 日以上)の区間) 	<ul style="list-style-type: none"> 工事ごとに、検定合格警備員を1人以上配置 同一の警備業者の警備員 	<ul style="list-style-type: none"> 建設業者の従業員等で次に該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ①検定合格者のみ 	
<ul style="list-style-type: none"> その他の道路 	<ul style="list-style-type: none"> 警備業者の警備員 	<ul style="list-style-type: none"> 「交通誘導警備員の配置に関する確認書」の提出が必要 建設業者の従業員等でいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ①検定合格者 ②県実施の講習受講者 	

資 格	資 格 要 件
①交通誘導警備検定合格者 (1級及び2級)	・警備業法第23条第1項に定める検定(交通誘導警備)に合格した者のうち、2年以内に法定教育を受講した者
②交通誘導警備に関し専門的な知識及び技能を有する者	・徳島県が実施する安全教育講習を過去2年以内に受講した者

- 3 自家警備を実施しようとする場合は、受注者は、「交通誘導警備員の配置に関する確認書」を発注者に電子メールにより送付し確認すること。

なお、警備業協会の確認については、配置予定日から確認期間を考慮し、適切に行うこと。

- 4 自家警備の可否については、円滑な道路交通と安全性を確保できるよう、交通量や交通誘導の複雑さ等の現場条件、及び安全講習受講者による体制の確保等から総合的に判断することとする。

- 5 自家警備の実績報告について、受注者は、自家警備従事者を配置した実績を作業日報と配置状況写真等により整理するとともに、「交通誘導警備員勤務実績報告書」と併せて報告するものとする。実績報告書への記載については、「交通誘導警備員B」の欄に集計し、「主な作業工種」の欄に、作業工種とともに「自家警備」の旨を記載すること。

なお、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。

- 6 自家警備を行う場合の労務単価は、「交通誘導警備員B」とする。

第1章 総則

1-1 適用

本特記仕様は、海部川排水機場のポンプ修繕に伴う機械・電気設備及び付帯工事であり、設備修繕工事の設計・製作・据付並びに試運転に関する事項を示すものである。

1-2 目的

本工事は、海部川排水機場の排水施設整備を行うことにより、施設の機能保全を図ることを目的とする。

1-3 工事場所

徳島県海部郡海陽町奥浦

1-4 工事概要

(1) ポンプ設備

: No.1 ポンプ整備

(2) 付帯設備

: ホイスト更新

1-5 工事電力及び用地等

本工事の据付に必要な電力及び施設は、請負者の負担とする。

本工事の用地については、指定地域以外は、請負者の負担とする。

1-6 適用規格等

本工事を施工する際には下記規格、基準、法規等を遵守すること。

- (1) 徳島県土木工事共通仕様書
- (2) 徳島県機械設備共通仕様書
- (3) 機械設備工事共通仕様書 (国土交通省)
- (4) 河川管理施設等構造令 (国土交通省)
- (5) 機械工事施工管理基準 (案) (国土交通省)
- (6) 機械工事塗装要領 (案)・同解説 (国土交通省)
- (7) ダム・堰施設技術基準 (案) (ダム・堰施設技術指針)
- (8) 水門鉄管技術基準 (水門鉄管協会)
- (9) 除塵設備設計指針 (水門鉄管協会)
- (10) 日本工業規格 (JIS) (日本規格協会)
- (11) 日本電気工業会標準規格 (JEM) (日本電気工業会)
- (12) 日本電気学会電気規格調査会標準規格 (JEC)
- (13) 電気設備技術指針
- (14) 四国電力社内規定
- (15) 労働安全衛生規則
- (16) その他関係法規、条例等

1-7 施工範囲

本工事の施工範囲は、別途図書に示す排水機場及び樋門の修繕であり、機器取替及び配線工一式の設計、製作、輸送、据付、試運転調整及び操作説明までの範囲とする。

1-8 施工条件

- (1) 関係する工事との調整
関係する他工事と重なった場合は、工程調整を行うこと。
- (2) 搬入路
現場への搬入は10t車程度の進入が可能である。
- (3) 関係機関への届出
必要に応じて関係機関へ届け出を行うこと。
- (4) その他
排水の機能を出来る限り維持できるよう、工程調整を行うこと。

第2章 機械設備工事

2-1 機 本特記仕様は、海部川排水機場のポンプ修繕に伴う機械・電気設備及び付帯工事であり、設備修繕

1) No.1 ポンプ

仕様

形 式 : 着脱式水中ポンプ
仕 様 : 電動機直結駆動

口 径 : 500mm
吐 出 量 : 30m³/min
全 揚 程 : 5.9m
電 動 機 : 45kW×220V×60Hz

工事内容

品名		数量	備考
撤去・据付		1 台	
: 作業内容			
・ 吸込みベル交換			
・ 性能試験			
・ 補修塗装			
: 交換部品			
107	ライナーリング SUS304	1 個	
606	吸込みベル FC250	1 個	
	止めネジ (ライナリング・吸込みベル用)	1 組	
	ボルト・ナット (ライナリング・吸込みベル用)	1 組	

1) 付帯設備

仕様

形 式 : チェーンブロック
仕 様 : 手動トロリ付電気チェーンブロック
容 量 : 2, 9 t
揚 程 : 9 m
電 圧 : 200V
周 波 数 : 60Hz
容 量 : 給電ケーブル20m

工事内容

品名	数量	備考
撤去・据付 塗装 : メーカー標準 既設レール流用	1 台	

第3章 機械設備据付・撤去工事

4-1 据 本特記仕様は、海部川排水機場のポンプ修繕に伴う機械・電気設備及び付帯工事であり、設備

- (1) 本工事の施工にあたっては、監督員の指示に従い、本仕様書及び設計図書に基づき、関係法令、規定、基準に準拠し、責任を持って施工のなければならない。さらに作業の安全及び通行人等第三者への災害防止等についても十分に配慮し、安全対策を講じなければならない。
- (2) 機器の搬入、据付・撤去の際は、機器本体、構造物に対して損傷を与えることのないように注意すること。
- (3) 配管の接合は漏水がにように正確、確実におこなうとともに、配管の固定は、堅ろうに取り付けること。
- (4) 機器の製作については、承認図を提出のうえ、監督員の承諾を受けること。

4-2 総合試運転

機器単体の設置後、試運転・調整を行い異常がないことを確認した後、機場全体の総合試運転を行い支障がないか確認する。

異常がある場合、監督員と協議することとする。